
米国に拠点を持つ企業の カナダ進出

支店か子会社か、日本直下か米国直下か
実務判断のポイント整理

Lynx Global Partners

溝口 彰

2026年3月

講師のご紹介

溝口 彰

Lynx Global Partners

- トロントからリモートで
CFO / 財務コントローラー代行
サービスを提供中
- 公認会計士
 - 日本
 - カナダ・オンタリオ州
 - 米国・ニューハンプシャー州
(Inactive)

はじめに

対象：すでに米国に拠点をもち、カナダ進出を考えている企業

本日の立場：

- 税率比較ではなく、**選択の判断軸**を実務家の視点で示すこと
- 各論点の深掘りは必ず弁護士、会計士等の**専門家に相談**いただきたい

本日のゴール：

自社で何を優先するか整理できる状態になること



アジェンダ

Part 1

カナダ進出形態の整理

Part 2

主な判断ポイント

Part 1 カナダ進出形態の整理

1-1 支店か子会社か

1-2 日本直下か米国直下か

—

1-1 支店か子会社か

カナダで利用しうる事業形態

- 子会社（株式会社）
 - 支店（外国法人のカナダ国内での事業経営）
-
- その他、個人事業、駐在員事務所、合併事業、非居住者輸入プログラム、無限責任会社、パートナーシップ、信託など多種にわたる

支店の特徴

- 法人格がない（本店が負債やリスクにさらされる）
- 恒久的施設（Permanent Establishment）を通じて事業を営む場合、法人税を支払う義務が生じる
- 支店税（Branch Tax）の対象
- 利子、配当、使用料等の源泉税が生じない
- 損失は理論上、本国の本店側に反映可能

子会社の特徴

- 有限責任：親会社のリスク遮断が可能
- 会社（独立した法人）として課税される
- 支店税なし
- 利子、配当、使用料等の源泉税が生じる
- 損失が生じた場合、子会社内で繰り越し、将来の課税所得と相殺（親会社所得との合算は不可）

1-2 日本直下か米国直下か

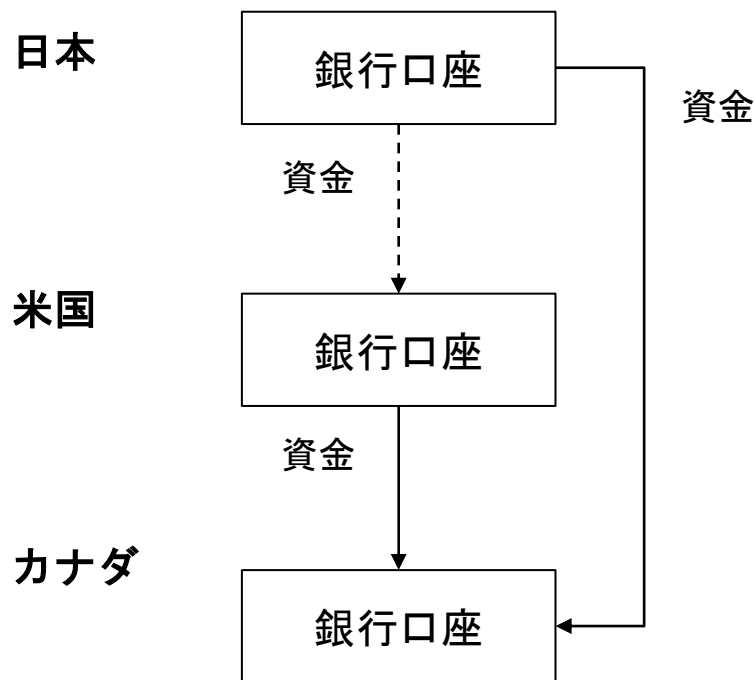
日本直下か米国直下か

1-2-1 資金供給・回収ルート

1-2-2 課税国と税負担

1-2-3 北米事業を米国で統括する設計

1-2-1 資金供給・回収ルート



- 通常、資金供給手段は以下3つの組み合わせとなる

資金	出所
資本金	日本親会社
借入	現地銀行
親子ローン	日本親会社

- 日本の親会社から注入する資金を日本・米国のいずれとするかが検討の出発点となることが多い

1-2-2 課税国と税負担（支店の場合）

日本

日本親会社
所得

カナダ支店
所得合算

カナダ

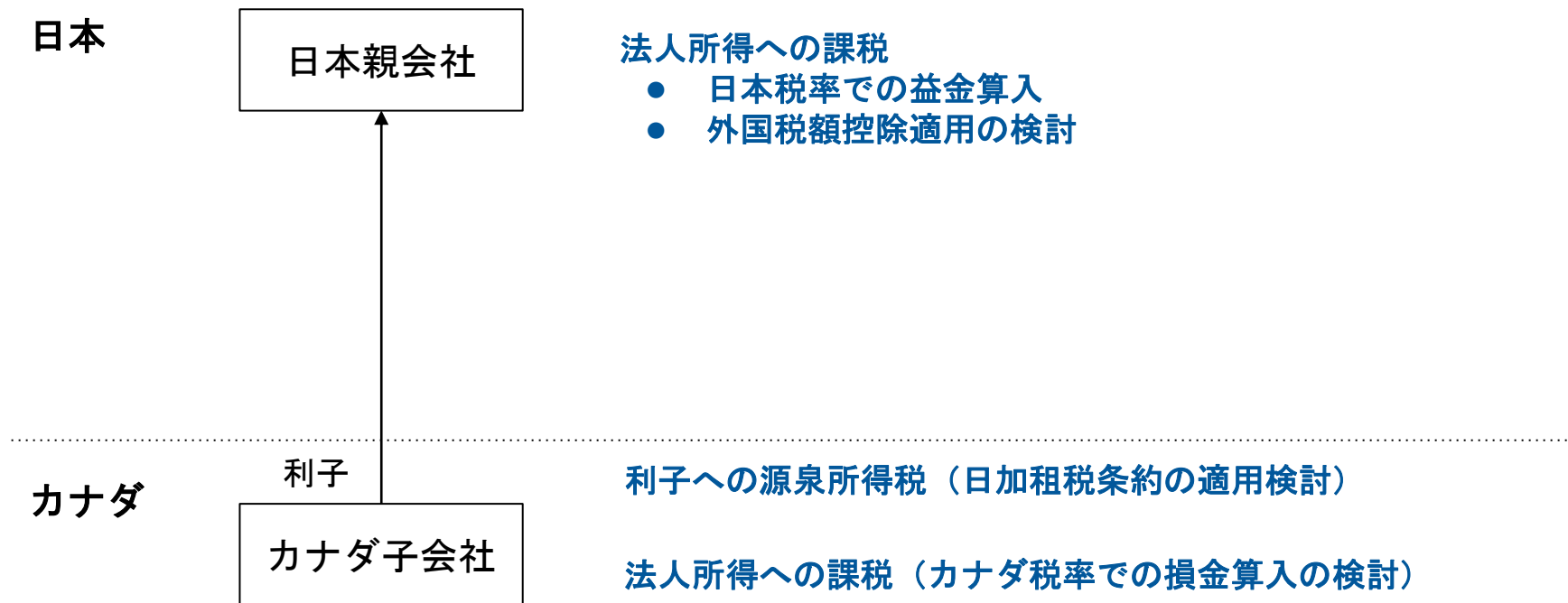
カナダ支店
所得

所得への課税

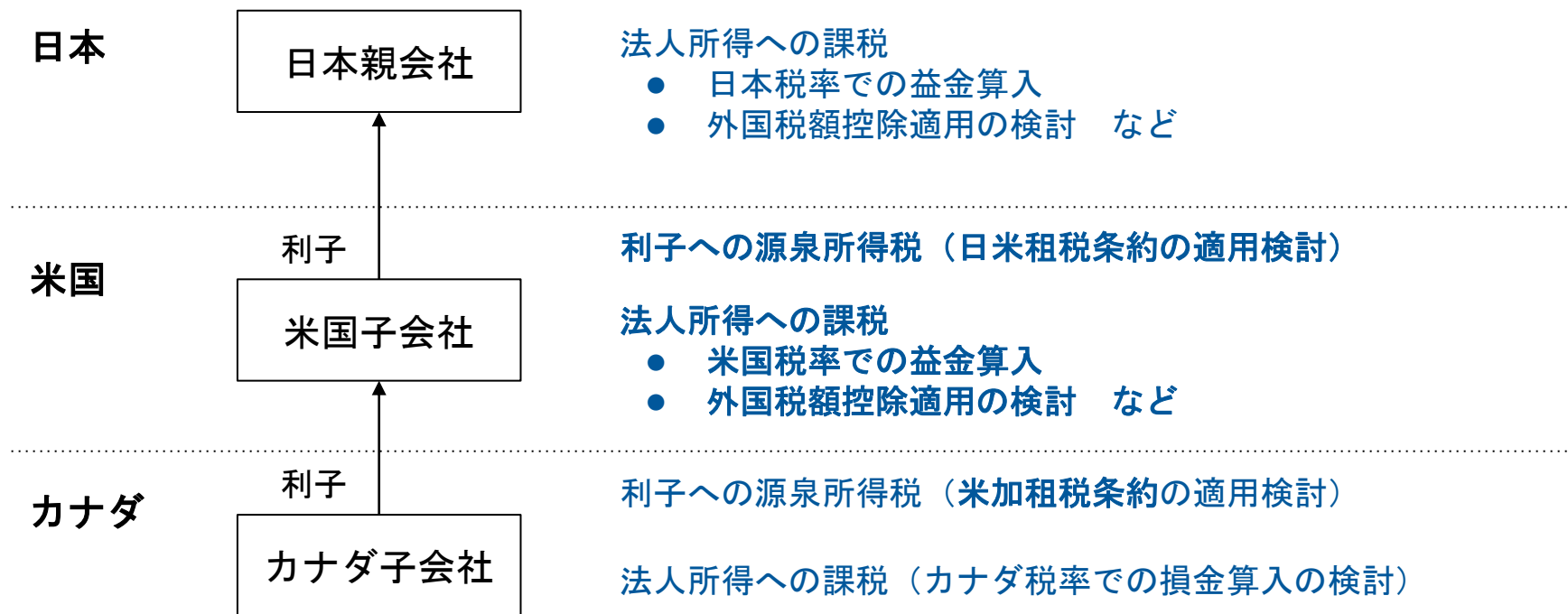
- 支店所得を合算し、日本税率で課税
- カナダで支払った法人税および支店税への外国税額控除適用の検討

- 支店所得への法人税課税（カナダ税率・PE課税を前提
送金の有無に関わらない）
- 非居住者に対する送金に対して支店税課税
日加租税条約では、一般的に5%

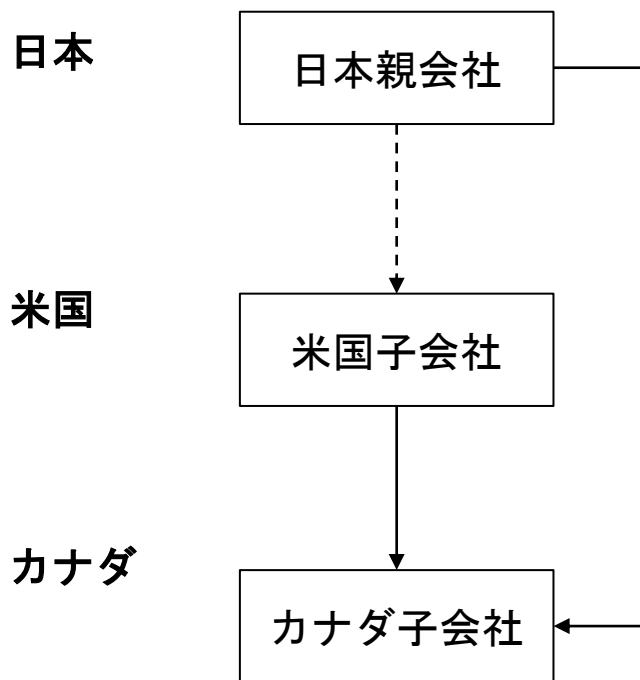
1-2-2 課税国と税負担（日本直下・会社の場合）



1-2-2 課税国と税負担（米国直下・会社の場合）



1-2-3 北米事業を米国で統括する設計



事業管理

- 北米の営業・マーケティングの統括
- カナダ子会社の事業モニタリング
- 現地意思決定の迅速化

会計・レポーティング

- 米国拠点で北米の業績を集約
- 日本への連結報告を簡素化

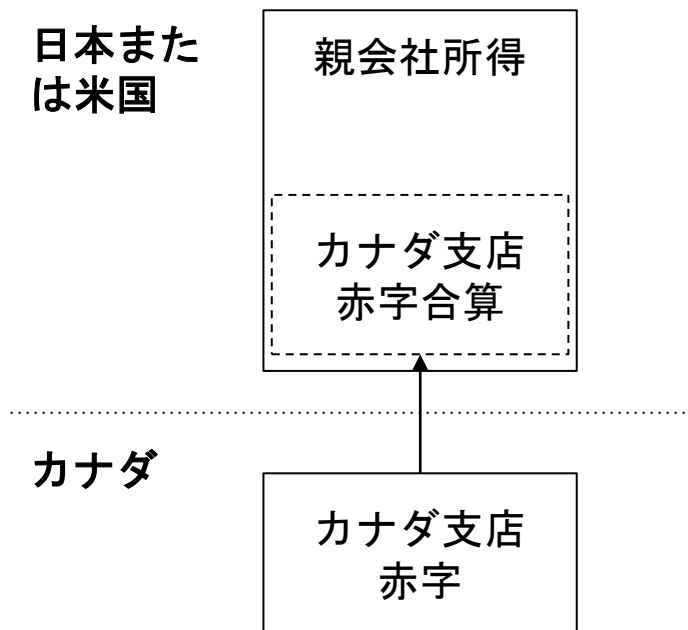
将来の売却・再編

- 北米事業をまとめて売却可能

Part 2 主な判断ポイント

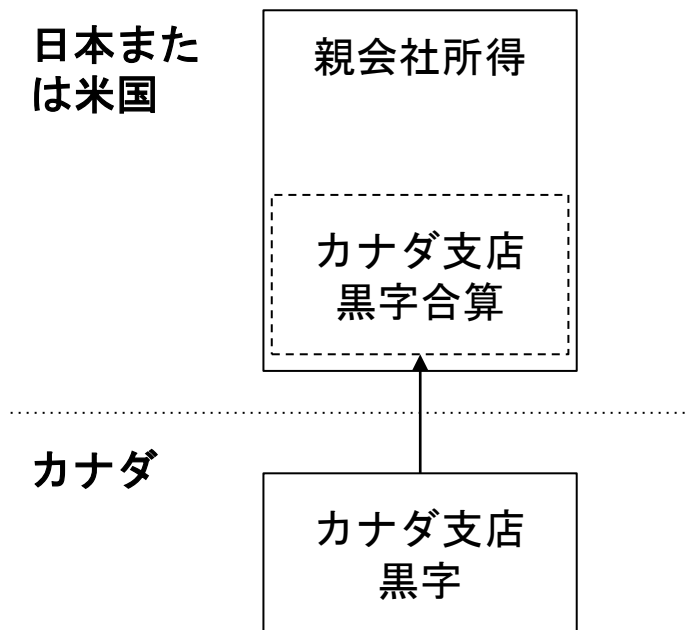
- 2-1 カナダで赤字が発生する場合
- 2-2 利益環流に伴う租税負担
- 2-3 カナダ拠点をどこから管理するか
- 2-4 レポーティングラインと米国サブ連結
- 2-5 将来売却・再編

2-1 カナダで赤字（欠損金）が発生する場合



- 支店の場合、支店の赤字が日本の課税所得を減らす（日本で所得があれば）
- ただし、外国税額控除の限度計算や所得区分の影響により、全体最適にならないケースもある

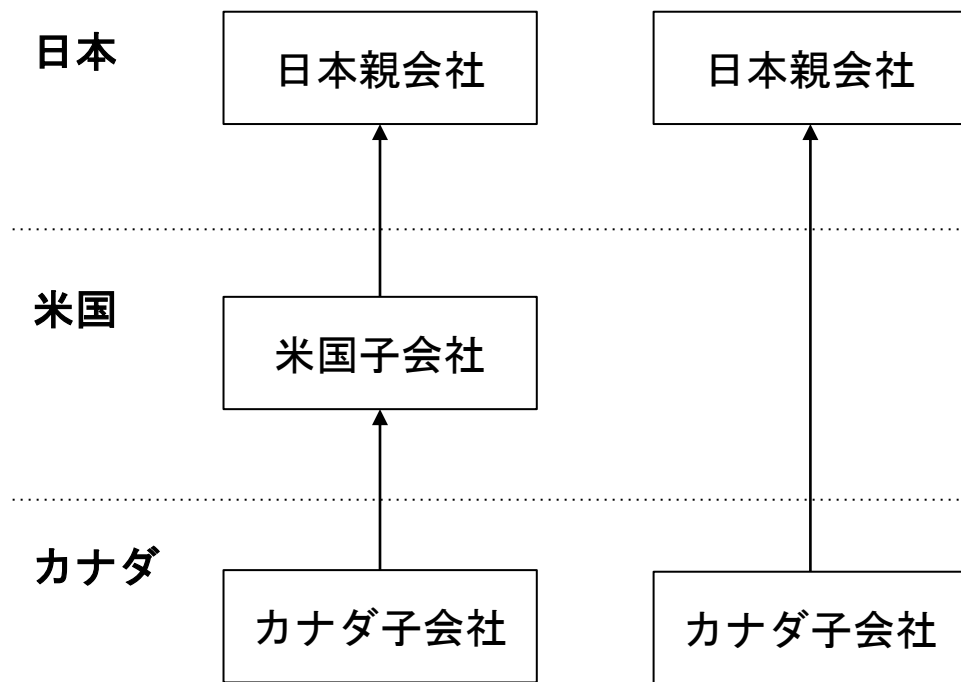
2-2 利益環流に伴う租税負担（支店）



考慮ポイント

- 黒字が合算される国（日本または米国）における：
 - 税率
 - 外国税額控除の対象や限度額

2-2 利益環流に伴う租税負担（子会社）



——→ 利子・配当等

考慮ポイント

- どの国まで環流するか
- 受け取る国での税率や益金不算入制度
- 支払う国での税率
- 国境をまたぐ利子・配当等に適用される租税条約上の源泉税率

2-2 利益環流に伴う租税負担

融資に関する主な論点

- グループ内資金貸借は、一般的に低税率国から高税率国へ貸す設計
- 過小資本税制や利息損金算入制限への配慮が必要
- グループ内取引は移転価格税制の対象となるため、
利率の合理性の説明が求められる

各国の反租税回避規定など国内税制も踏まえた設計が必要

2-2 利益環流に伴う租税負担

検討の留意点

- 以上の論点を踏まえ、仮定を置いて数字をシミュレーションする
- 各国税制や外国税額控除制限の影響で最終税負担のシミュレーションは相当複雑になる
- 実務では、海外子会社に対する合算課税（日本のタックスヘイブン税制、米国のSubpart F・GILTI）など、網羅的な検討が推奨される

2-3 カナダ拠点をどこから管理するか

- 地域別・事業別の業績管理と資本構造を紐付けるか
- 月次締めや内部統制をどこから監督するか
- 日常管理に必要な英語リソース（売上や資金繰り管理など）

2-4 米国サブ連結

- 経営管理のために、日本法人への連結と米国法人へのサブ連結のどちらを選択するか
- 米国法人へサブ連結する場合のいわゆるGAAPコンバージョン要否
- 事業や会計方針の類似性によってもサブ連結の妥当性や難易度は変わる

2-5 将来売却・再編

- 支店の事業を別法人に譲渡する場合、次の2択が考えられる
 - 事業譲渡：設備、在庫、契約、ライセンスなどを個別に移転
 - 法人化して株式売却
- いずれにせよ、すでに法人化された事業を売却する場合に比べ、一般的に手続きが煩雑になる

ご注意 (Disclaimer)

本ウェビナーおよび資料は、一般的な情報提供を目的としており、特定の企業または取引に対する税務・法務・会計上の助言を提供するものではありません。

本ウェビナーの内容は、開催時点において一般に入手可能な情報および講師の実務経験に基づき作成されていますが、各国の税制、租税条約、会計基準および関連規制は改正または解釈の変更が行われる可能性があります。

また、これらの制度の適用は、個別の事実関係や取引構造によって大きく異なる場合があります。

本ウェビナーおよび資料の内容のみに基づいて意思決定を行うことは避け、具体的な取引や組織設計に関しては、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談のうえご判断ください。

なお、本資料の内容について、その正確性・完全性を保証するものではなく、本資料の利用により生じたいかなる損害についても、講師および所属組織は責任を負うものではありません。

ご視聴ありがとうございました